

農地バンクを活用するとこんなメリットがあります。



リタイアするので
農地を貸したいな...

農地を貸す方

- 権利の存続期間が終了した場合、農地はお手元に戻ります。
- 賃貸料がある場合は機構がまとめてお支払いします。
- 農地中間管理事業なら贈与税・相続税の納税猶予はそのままです。
- 農地バンクへの貸し付けは農業者年金制度の経営承継に該当します。
- 貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減されます。
※税の軽減を受けるためには要件があります。
- 地域に農地集約化促進事業による支援金が交付されます。
※支援金を受けるためには要件があります。

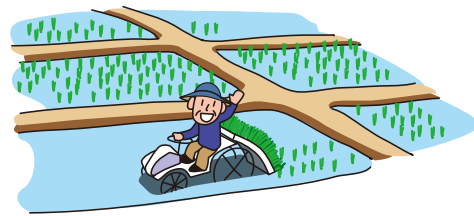
こんな
メリットが

農地を借りる方



さあ、これから頑張るぞ！

- 農地バンクからまとまった農地を借りられます。
- 集積・集約された農地を長期に安定して借入でき、効率的、安定的な農業経営ができます。
- 農地所有者(農地を貸す方)が多数いても、契約は農地バンクとだけなので、契約事務が軽減されます。



農地バンクを通じた農地の貸し借りについては、農地のある市町、下記までお問い合わせください。

●農地管理事務所●

神戸農地管理事務所 (兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所内)	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5 TEL:078-742-8325 FAX:078-734-6001
阪神農地管理事務所 (兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所内)	〒669-1531 三田市天神1-10-14 TEL:079-562-8846 FAX:079-562-8805
加古川農地管理事務所 (兵庫県東播磨県民局加古川農林水産振興事務所内)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL:079-421-9159 FAX:079-421-4056
加東農地管理事務所 (兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所内)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL:0795-42-9421 FAX:0795-42-7232
姫路農地管理事務所 (兵庫県中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所内)	〒670-0947 姫路市北条 1-98 TEL:079-281-9396 FAX:079-222-9943
光都農地管理事務所 (兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所内)	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL:0791-58-2194 FAX:0791-58-2281
豊岡農地管理事務所 (兵庫県但馬県民局豊岡農林水産振興事務所内)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL:0796-26-3697 FAX:0796-24-8163
朝来農地管理事務所 (兵庫県但馬県民局朝来農林振興事務所内)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 TEL:079-672-6878 FAX:079-672-0505
丹波農地管理事務所 (兵庫県丹波県民局丹波農林振興事務所内)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL:0795-73-3791 FAX:0795-72-4063
洲本農地管理事務所 (兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所内)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL:0799-26-2083 FAX:0799-22-1443

公益社団法人
ひょうご農林機構

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7-18(兵庫県下山手分室内)
TEL:078-361-8114(農地対策部 農地活用課) FAX:078-361-8128
詳しくはホームページへ <https://www.forest-hyogo.jp>



農地中間管理事業

事業の趣旨(機構法第1条)

農業経営の規模の拡大、農地の集団化、農業への新規参入者の促進等を通じて、農地の利用の効率化及び高度化を図ることで、農業の競争力を強化し、農業を持続可能なものとするため、平成25年に「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「機構法」という。)が制定されました。

都道府県ごとに農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)を設置し、地域内に細かく分散する農地を担い手等へ集積・集約化して、兵庫県は担い手の農地利用が全農地の4割強を占める構造を目指しています。



— 農地バンク —

公益社団法人ひょうご農林機構

おしえてヨ!



役場の担当さん

1

満了通知が届いたから、更新しようと思ったのに農地バンクに貸すとは、どういふことや？

これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」に法定化されたことはご存じですね。

地域の農業者等の話し合いによる、将来の農地利用の姿が目標地図として明確化されるようになりました。

農地の貸し借りは地域計画(目標地図)に基づいて行われ、相対契約が農地バンクを経由する方法へと一本化されました。

2

市町が作成した相対の計画による貸し借りでは、農地が細かく分散している状態が解消されず、農地の集約化を進めることが困難でした。このため相対契約を農地バンクを経由する方法に統合しました。

農地法3条許可による農地の貸し借りは引き続き利用可能ですよ。

そんな知らんよ。なんで相対契約がなくなるようになったんや。

3

要するに農地の貸し借りは農地バンクを経由せなあかんゆうことやな。

農地バンクってなんやねん。

兵庫県では、「公益社団法人ひょうご農林機構」が「農地バンク」として県知事から指定を受けて事業を行っています。

農地バンクは、市街化区域以外の農地の貸し借りを主体的に行い、地域計画が策定された区域で重点的に取り組むこととなっています。

4

ほな、農地の貸し借りの手続きを教えてヨ。

まず、農地所有者さんと耕作者さんは、申請書から整えましよう。

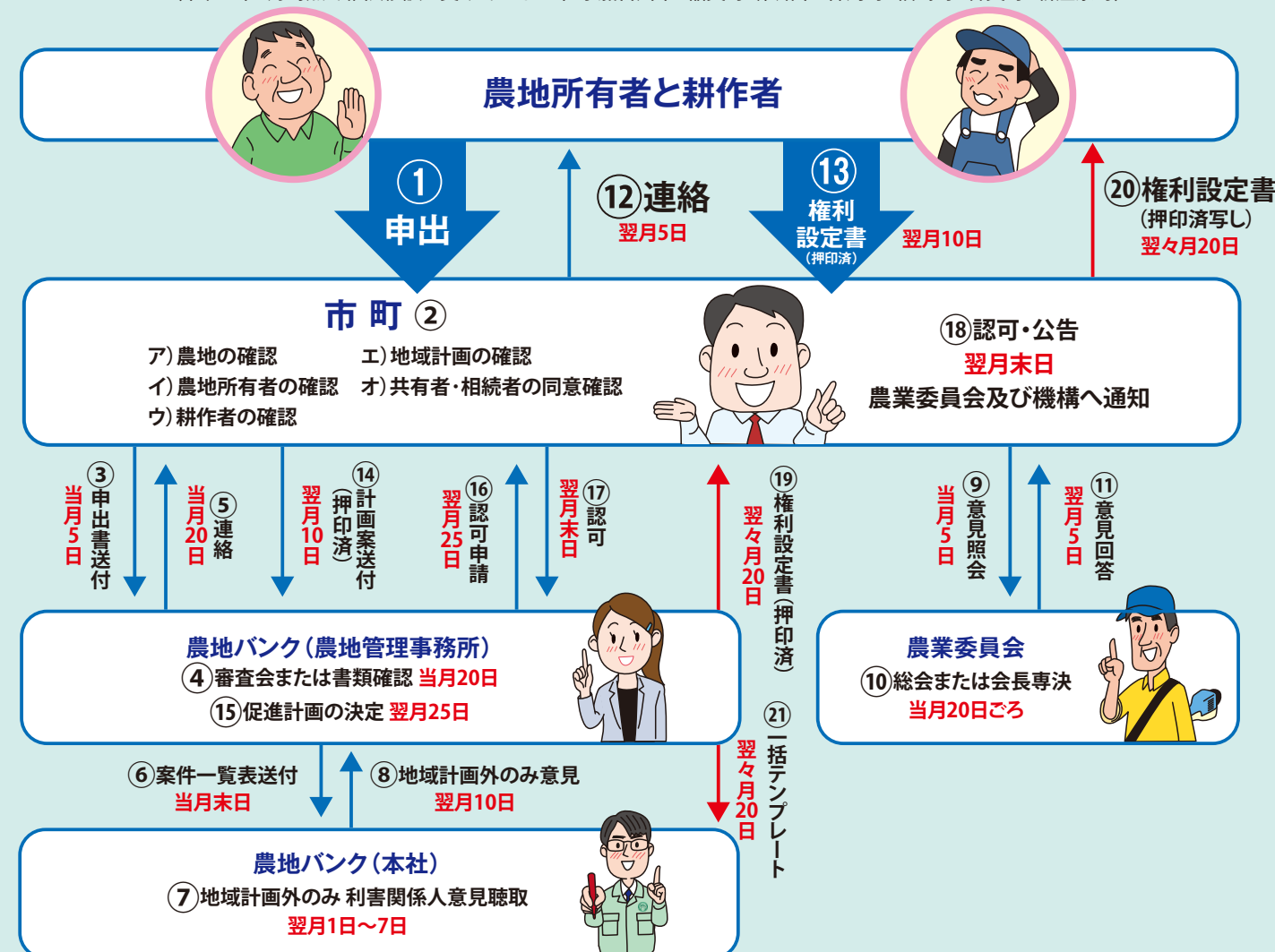
賃貸借の場合、賃料は農地バンクを経由することになります。今年の賃料を直接受け取っていないか教えてください。

農地バンクが借り受ける農用地等の基準

- 1.市街化区域外の農用地等に限ります
 - 2.農用地等を借り受ける期間は、原則10年以上とします
- 以下の農用地等は借り受けません。
- ・農用地等として利用することが著しく困難なもの
 - ・借受希望者が見込まれないもの など

事務処理の流れ(令和7年度～) 権限移譲を受けた市町認可の場合(2か月)

※1 市町によっては3か月かかる場合もあります。
※2 市町が権限移譲を受けていない県認可の場合は4か月かかります
(令和8年3月時点で権限移譲を受けていない市町:加古川市、稲美町、姫路市、神河町、福崎町、香美町、新温泉町)



承諾ポイント

- 1 賃料は、4月1日からの年度計算とします。初年度の賃料は、始期から3月31日までの日割り計算とします。初年度から年払い、又は、初年度はパスして翌年度から年払いとしたい場合はお知らせください。
※期間借地は表作(又は裏作)の期間を一単位とし日割り計算を行わない。
- 2 賃料は、農地バンクを通じて収受、支払を行います。耕作者は、請求書に基づいて農地バンクに支払い、農地所有者は、指定の口座に農地バンクから支払われることとなります。
- 3 権利の存続期間中、合意解約は農地所有者、耕作者双方の同意があって解約が可能となります。農地所有者又は耕作者が一方的に解約することはできません。
- 4 耕作者が農地に附属物(果樹、ハウス等)を設置する場合は農地所有者及び農地バンクへ事前相談の上、同意を取り付ける必要があります。その上で農地所有者、耕作者双方で確認書を作成してください。
- 5 権利の存続期間が終了する場合、事前に耕作者は設置した附属物を収去し当該土地を原状に回復して返還することとなります。
- 6 水利費はだれが負担するか、畦畔管理はだれが実施するか、共有部分はだれが管理するかを農地所有者、耕作者間(又は集落)で事前にルールを取り決めてください。
- 7 15年以上の存続期間を設定した農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。